

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

社会主義と労働運動

滝野 忠：2

情勢について(三)

『21世紀宣言』と斎藤幸平准教授

原野人：3

―独占資本の支配をどうするか―

「改正高年齢雇用安定法」と

本村 充：5

日本の労働者の賃金

国労が弱くなれば、国労上野反合研：8

会社は何だっってやってくる

◇信州松本通信◇

葉山嘉樹が残した二枚の色紙 中澤 秀行：10

―棚橋小虎の選挙応援に来松した葉山嘉樹に関連して―

先制攻撃の日米合同軍事演習反対！ 稲村 守：15

憲法改悪阻止！

―6・27あいは野集會に結集しよう!!―

読者からのおたより …………… 16

旬刊社会通信

NO.1340 二〇二一年七月一五日号

二〇二一年七月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

社会主義と労働運動

情勢について（三）

労戦そして政界再編後の日本の非常に重要な特徴は、反政府的ないし進歩的諸層のあいだでの深刻な思想的転換である。大日本帝国崩壊から1970年代まで、日本の社会・経済・政治・歴史思想はマルクス主義であった。戦前の雑誌『労農』によった塊の労農派と『日本資本主義発達史講座』によった共産党系の講座派が前史である。

労農派の面々―山川均、大内兵衛、向坂逸郎ら―は1950年に社会主義協会をつくり、三池炭鉱労働組合をはじめとする労働組合の階級的成長とともに、日本社会党左派の理論を形成した。講座派は日本共産党に継承された。社会主義協会とはなにかを、向坂逸郎はこう特徴づける（『現代マルクスレーニン主義事典』、社会思想社）。

①世界の平和と日本の社会主義革命を達成するため、理論的・実践的な調査・研究・討議を行い、日本社会党、労働組合…等の階級的強化を任務とする科学的社會主義、マルクスレーニン主義を研究する集団である。

②われわれの理論と実践の土台には、マルクス、エンゲルス、レーニンによって完成された世界観がある。われわれがマルクス主義、またはマルクスレーニン主義と呼ぶ理論体系である。

労戦再編、政界再編は社会党をあるかなきかの状況におとした。自信を失った社会主義協会は理論と実践を放り投げた。マルクス主義は唯物論的史観（唯物史観）と剰余価値、社会変革の主体としての労働者階級の発見によって科学となった。労働組合は労働者の組織である。労働組合は職能的狭さをもつ。「狭さ」を克服し、組合員に労働者の自覚を醸成する役目を果たすが、社会主義政党、社会主義者である。社会主義者が空想を振りまく小ブルインテリの後を追いかけるのでは労働者に未来はない。

労働組合は産業革命、労働者の誕生で生まれた。『宣言』は労働組合の成長と発展を予告した。大衆運動は打ち壊し、ストライキ、反乱となり支配階級を寒からしめた。労働組合の闘争路線がマルクス主義となったのは国際労働者協会（1864〜75年）を経、ドイツ社会民主党がラサール主義を克服し、エルフルト綱領をつくった1890年代である。

レーニンはこの世界史的数十年をマルクス主義を応用総括し、社会主義革命を成功させた。「社会主義の世紀」の始まりである。レーニンの天才ぶりは全集の1〜2巻に充分に示されてある。労働者運動の前進、発展は支配階級の抵抗、反動を生む。マルクス主義の意見の相違はここから生まれる。支配する者は己に無害な運動、思想をもてはやす。こうして二つの潮流が生まれる。修正主義（改良主義）と無政府主義（アナルコ・サンディカリズム）だ。前者は連合に代表される。後者は日本には大きくない。スペイン、イタリア等では無視できぬ力をもつ。支配階級はマルクス主義にもとづく労働運動―社会主義をめざす階級的労働運動―を弾圧する。

修正主義は「飛躍」、つまり革命をきらう。労働運動が旧社会全体に対立しているという考え方を「原理主義」、「空文句」と考える。彼らは私的所有廃止の社会主義は大きらい。修正主義者は、改良は社会主義の部分的な実現とみなす。

支配階級の戦術の変化、いっさいの妥協を拒否する暴力の方法、もう一つは譲歩の方法である。さらにもう一つ、国家、企業の権力を使った思想攻撃である。こんななか、マルクス主義者の真の仕事は、階級闘争の精神で貫かれ、真のマルクス主義的世界観で教育される組織へと労働者を結束させること。それには社会主義政党と党員の学びが不可欠である。

(滝野忠)

『21世紀宣言』と斎藤幸平准教授

― 独占資本の支配をどうするか ―

何年か前にはトマ・ピケティの『21世紀の資本(論)』などという本が出て、世界中の話題になった。しかしたちまち消えていった。

今は斎藤幸平准教授の『人新世の資本論』が出てむやみに売れているらしい。どちらもマルクスの核心を捨てた小ブルジョア理論だから、長くもつことはない。

唯物史観と剰余価値の法則の発見によって科学となった社会主義を、すっかり後戻りしているからである。斎藤氏の理論には「資本主義的蓄積の一般的法則」もなければ、「資本主義的蓄積の歴史的傾向」もない。労働者階級による収奪者(独占資本)の収奪がない。労働者による生産手段の共同的所有がない。独占資本の支配が続く下での世界と地球環境の改善だから、現実の状況を脱出することはできない。

我々の綱領『21世紀宣言』はこれと根本的に異なる

綱領では「私たちの目指す社会主義社会」として《四つの基本目標》を定める。

その二つ目は「経済的には、利潤中心主義に代わる、搾取も失業もない人間が主人公の共同的システム。(資本に搾取されたり首を切られることのない、人間が主人公の共同システム)」とし、その特徴として①労働者が社会的企業の主人公になって、資本に従属し支配されることがなく、労働力が商品ではなくなり、失業も搾取もなくなる社会。②より良い技術で生産性を上げることが、失業や不況の発生ではなく、労働時間の短縮や、豊かで安定した生活、福祉の向上となる社会。③社会的企業は名実ともに自分たちの貴重な共同の財産と実感され、労働者が主体的・民主的に管理運営する社会。④戦争や抑圧、その他の人間性無視や環境破壊の労働から解放され、個人の人々の創意と意欲が発揮され、労働そのものが生きがいとなり喜びとなる社会。⑤新卒者はもとよりすべての青年が夢と希望をもって職に就くことができ、素質を全面的に開花させながら、子どもを産み育てることも、様々な活動もこころおきなくできる社会。⑥高齢者にも、障がい者にも働ける「人にやさしい職場」をつくる社会。と規定する。

その三つめは「社会的には、差別も、環境破壊もない、ゆきとどいた教育や生活権が保障される人権と共生の社会。(人権と平等な生活権や教育が保障され、自然と社会が共生する人権・共生の社会)」とし、その特徴として①人間の生命(いのち)と自然との共生がすべてのものの上におかれる社会。(②③⑤略)。⑥自然環境と安全な食品が大切にされ、有害物質は企業活動の発生源で絶たれ、環境の保全・浪費の抑制・資源の節約などが優先される循環型の社会。⑦原発もプルトニウムの生産・利用も

ない、風力や太陽光等のソフトエネルギーを中心にすえる社会。

《四つの基本目標》の後には、《新しい社会主義実現の条件》として「先の《四つの基本目標》は単なる願望ではありません。それを実現する次のような諸条件を、資本主義の発展自体と一世紀にわたる人類の諸経験が与えているのです。」として、(1)から(5)までを記している。その(3)では「資本主義は地球の使い捨てを進めてきましたが、先進資本主義に対抗して生産力をあげることを優先した古い社会主義と異なり、新しい社会主義は、地球の有限性を正しく考慮に入れることができます。自然との共生を推進しながら、有限な資源は、戦争や軍事利用による浪費をはじめ資本主義的利潤追求に起因するあらゆる浪費をなくし、計画的にもっとも有効的・循環的・持続的に活用することができます。高度に発展した科学技術の人類のための利用は、原子力発電をはじめとする危険な生産手段や有害な消費手段を速やかになくすることもできます。」と明記する。

四つの基本目標に不可欠な平和革命と社会的共有化

《四つの基本目標》を実現するためには「発展に不可欠な平和革命」として「(1)大企業は社会的共有財産へ」と定め、「銀行などすべての巨大資本を社会的共有に転化することによって、巨大資本の支配を解消することが必要になります。社会的共有企業の民主的な管理運営には、そこで働く労働者が中心となり、地域コミュニティーや産業別労働者組織や、全国的経済・行政機関や学術団体等が参加・関与します。」と規定する。

「(2)社会的共有化に際しての基本的な考え方」としては「主要な生産手段をはじめとするすべての巨大企業を一握りの大資本家(大株主)の手から、すべての働く者と市民の社会的共有物に移行するのは当然です。

巨大企業と、小企業や農業などとは区別しなくてはなりません。小企業の多くは自営業です。自営業は資本主義的経営と違い、自分と家族や親戚で小さな生産手段や店を持ち、ほとんど自らの労働で営んでいる事業なので、それぞれの活動が尊重されなくてはなりません。」(以下略)

マルクスの科学的理論と斎藤先生の空想

以上のように我々はマルクスの科学的理論に基づき、巨大企業(独占資本)を一握りの大資本家の手から、すべての働く者と市民の社会的共有物に移行するのは当然であるとする。長年にわたって労働者や農民を搾取し巨大な富を蓄積した独占資本、中小の資本や競争相手を収奪してきた収奪者・独占資本を収奪して、社会的共有に転化することが必要であり、必然であるとする。これによってはじめて働くものが主人公となり搾取をなくすることができるとする。

これに対して斎藤准教授の理論では、本誌5月1日号で見たとおり「3・5%の人々が決意して立ち上がり、独占資本の支配する下で、労働者協同組合法等へのつついて労働者や市民の自発的な結社が社会の富を共同で管理・運営する領域を増やしていけば、資本主義はやがて消滅する」というのである。収奪者を収奪しなくとも、独占資本の掌の上で、めでたく環境破壊も搾取もない社会主義社会を実現できるのである。これが「脱成長コミュニズム、エコ社会主義」である。

(原 野人)

「改正高年齢雇用安定法」と日本の労働者の賃金

2021年4月から改正高年齢者雇用安定法が施行される。改正のポイントは、「70歳までの就業機会の確保(努力義務)」である。この背景及び制度趣旨として、政府・厚労省は「少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため」として、「働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるように、高年齢者が活躍できる環境整備を図ることが必要」としている。ただしこれはあくまでも表面的な理由にすぎない。日本労働者の賃金構造を根本から変えていくための方策の一つである。その狙いと問題点を提起したい。

賃金からみる日本の労働者の平均像

まず、2020年11月20日に公表された国税庁の「令和元年分民間給与実態統計調査統計表」に基づく日本の労働者の賃金から見る平均像は次のようなものである。

- ① 令和元年12月31日現在の給与所得者数は、5990万人(対前年比1・3%増、78万人の増加)。
- ② 令和元年中に民間の事業所が支払った給与の総額は231兆6046億円(同3・6%増、8兆563億円の増加)。
- ③ 源泉徴収された所得税額は11兆1395億円(同0・7%増、744億円の増加)。なお、給与総額に占める税額の割合は4・81%。

(1年を通じて勤務した給与所得者については、次の通り)

- ① 給与所得者数は、5255万人(対前年比4・6%増、229万人の増加)で、その平均給与は436万円(同1・0%減、4万3千円の減少)。
- ② 男女別にみると、給与所得者数は男性3032万人(同2・9%増、87万人の増加)、女性2223万人(同6・8%増、142万人の増加)で、平均給与は男性540万円(同1・0%減、5万3千円の減少)、女性296万円(同0・8%増、2万4千円の増加)。
- ③ 正規、非正規の平均給与についてみると、正規503万円(同0・0%減、1千円の減少)、非正規175万円(同2・5%減、4万4千円の減少)。これを男女別にみると、正規については男性561万円(同0・3%増)、女性389万円(同0・8%増)、非正規については男性226万円(同4・4%減)、女性152万円(同1・2%減)となっている。
- ④ 給与所得者の給与階級別分布をみると、男性では年間給与額400万超500万円以下の者が532万人(構成比17・5%)、女性では100万円超200万円以下の者が526万人(同23・7%)と最多。
- ⑤ 給与所得者のうち、4460万人が源泉徴収により所得税を納税しており、その割合は84・9%。また、その税額は10兆7737億円(対前年比2・1%増、2179億円の増加)。
- ⑥ 給与所得者のうち、年末調整を行った者は4714万人(対前年比3・8%増、174万人の増加)。このうち、配偶者控除又は扶養控除の適用を受けた者は1375万人(同2・3%増、31万人の増加)で、扶養人員のある者1人当たりの平均扶

養人員は1・45人。

⑦ 1年を通じて勤務した給与所得者の平均年齢は46・7歳(男性46・7歳、女性46・7歳)となっており、また、平均勤続年数は12・4年(男性13・9年、女性10・3年)となっている。

何が見えてくるか 半失業者735万人

まず、給与所得者総数5990万人のうち、1年を通じて勤務した給与所得者は255万人であり、その差は、735万人である。つまり「1年を通じて勤務していない給与所得者」ということになる。給与所得者とは、労働力を売って賃金を得ているものであるから、まぎれもなく労働者である。要するに通年的に職を得ていない労働者が、735万人も存在するという事である。これは給与所得者総数の実に約12・3%にのぼる。

1年を通じて勤務した労働者の平均像は次のようなものである。年齢は46歳〜47歳。賃金は436万円・内訳は平均給料・手当は366万円(男性449万円、女性253万円)で、平均賞与は70万円(男性91万円、女性43万円)となっている(同調査統計表)。勤続年数12〜13年。扶養者は1人〜2人。

結婚して、子供が1名〜2名いると仮定するとけっして満足のゆく賃金額ではない。

70歳までの「定年延長」 4つの構造

改正高年齢者雇用安定法の主な改正内容は次のようなものである。

65歳までの雇用確保「義務」に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる(努力義務・令和3年4月1日施行)。

① 70歳までの定年引き上げ、② 定年制の廃止、③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)、④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入(a事業主が自ら実施する社会貢献事業、b事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業)。

働くのは 「経済上の理由」

独立行政法人「労働政策研究・研修機構」の「60代の雇用・生活調査」(2019年60〜69歳の個人5000人を対象)によると、

① 60代の就業有無について、2019年6月に収入になる仕事をした者(以下『就業者』という。)は59・0%、仕事をしなかった者は41・0%である。なお、就業者には仕事を持っていて6月中に休職・休業していた者も含む。年齢階層別にみると、60代前半層は就業者が70・2%、60代後半層は50・1%である。性・年齢階級別に就業者の割合をみると、男性60〜64歳は80・8%、65〜69歳は59・6%、女性60〜64歳は59・8%、65〜69歳は41・1%である。

② 就業者の勤務先の業種をみると、「製造業」(13・5%)、「医療・福祉」(12・1%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(12・1%)、「卸売・小売業」(10・1%)の順に多い。

③ 就業者の2019年6月の勤務日数は、「20〜24日」が46・4%と最も多く、こ

れに「25日以上」（17・1％）、「15～19日」（16・3％）がつづく。20日以上の割合が63・5％を占めており、6割以上が週5日以上働いている。

④ 就業者の1日当たりの労働時間は、8時間以上が51・2％、5～7時間が29・1％を占める。

⑤ 就業者の2019年6月の賃金等収入は、「5万円以上10万円未満」が19・9％で最も多く、これに「20万円以上30万円未満」（16・7％）、「10万円以上15万円未満」（16・2％）がつづく。15万円未満は48・3％、15万円以上は45・4％である。性別でみると、男性は15万円未満が31・5％、15万円以上が62・6％であるのに対し、女性は15万円未満が71・0％、15万円以上が22・2％である。

⑥ 就業者のうち、賞与をもらえる見込みのある人は30・0％で、年齢階層別にみると60代前半層で37・7％、60代後半層で21・6％である。その見込み額は、「30万円以上50万円未満」（15・3％）が最も多く、次いで「5万円未満」（13・6％）、「50万円以上70万円未満」（11・0％）である。

⑦ 働く最も主要な理由は「経済上の理由」の割合が64・7％と最も高く、第2位の「いきがい、社会参加のため」（11・0％）を大きく引き離している。年齢階層別にみると、60代前半層は「経済上の理由」が70・1％、60代後半層は58・6％である。

何が問題なのか 賃金総体が抑えられる

第1に賃金の問題である。日本の賃金は総体的に低く抑えられている。これは60歳前、60歳後問わずである。先の統計による日本の労働者の平均賃金・手当は366万円、月に直すと1箇月約30万5千円である。60歳以上の就業する労働者の賃金は、1箇月15万円未満が多数を占める。これは、在職者年金や高齢雇用継続給付との併用で引き下げられている事の要因が大きい。ちなみに、原則的に65歳から全額支給される厚生年金の平均的な月額額は約15万円である。要するに、一人で生活するのがギリギリという状態に賃金が設定されているのである。結婚して、扶養者が増えるという状況を全く無視した賃金の実態だということである。

しかし、経営側は全く別の認識である。経団連の中西会長(当時)は、2019年4月に、「終身雇用制度の見直し」に言及した。日本型雇用の特徴として挙げられる終身雇用や年功賃金は次第に労働者が高齢化していくにしたがって、総人件費が膨らんで行くので見直すべきというものである。この延長上に、今回の「改正高齢者雇用安定法」もある。労働力の流動化を促進し、賃金総体を抑えるというのがその狙いである。

第2に、労働法等の「労働者保護法」の骨抜きである。「業務委託契約」「社会貢献事業」という名目で働く労働者が果たして労働法で保護される「労働者」として認定されるかということである。労基法9条は、労働者を次のように規定している。「この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」。労組法3条では、「この法律で労働者とは職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう」である。労組法では若干広義に解釈されるが、問題となるのは、実体として「使用従属関係」が認められるかである。二つの要素がポイントとなる。「他人の指揮命令下に使用」「労働の対償として賃金が支払われている」である。特に「業務委託契約」の場合は、様々

なハードルがあるであろうことが予測できる。

労働者の課題 「ベア」の闘い

まず労働者総体の賃金の底上げである。「ベースアップ(ベア)」の闘いである。これはかつては「春闘」がけん引していた。今その春闘も個別個別に分断された取り組みになっている。これでは、全労働者の力を結集し資本家に対峙して要求を勝ち取っていく力にはならない。労働者一人一人の置かれている実態からその原因を掘り下げ、要求の根拠を明らかにし、総体へと広げていく取り組みが急務である。

そして「労働者保護」の観点から労働法等の骨抜きを許さない闘いの強化である。資本の側は労働者の「雇用」にまで手を入れ、さらに使い勝手の良い労働者群を作り出そうとしている。資本の狙いを常に明らかにし、職場末端からの粘り強い取り組みが求められている。
(労者研事務局長 本村 充)

国労が弱くなれば、会社は何だつてやってくる

―若い力で国労を強く大きく！―

来年3月期の決算では何としても黒字を計上したいJR東日本は、「取組みのレベルとスピードを上げる」「生き残りをかける」と称し、これまでの働き方を根本から変えてしまいかねない合理化施策を次々に提案してきている。会社の指示一つで、社員に何でもやらせる態勢作りである。

労働者は一人では弱い。歯止めをかけられるのは、労働組合の闘う力しかない。

JR東日本から、

「現業機関における柔軟な働き方の実現について」提案(5月26日)

1、現業機関の新設

「統括センター」(地方における拠点駅・周辺駅と乗務員区が同じ職場)及び「営業統括センター」(都市部における拠点駅と周辺駅が同じ職場、乗務員区等は兼務・連携)を現業機関として新設する。

2、職名の見直し

医療関係を除く、すべての現業機関における職名を、助役は「副長」に変更し、主務職以下は「主務」「主任」「指導係」「係員」に統合する。エルダー社員の職名についても同様に変更する。

3、賃金制度の改正

① 基本給の調整(キャリア加算)の見直し

例えば、営業・輸送・乗務員・車両・施設・電気などの区分が2以上に達する発令・業務内容に就く場合など 2000円加算

② 乗務員手当の見直し

③ 技能手当の支給基準の見直し 衛生管理者、危険物保安監督者

④ 「統括センター」及び「営業統括センター」に勤務する者については、いわゆる通勤超勤の支給対象外とする

4、賃金制度の改正に伴う経過措置(略)

5、フレックスタイム制が適用されている箇所において、フレックスタイム制が月単位にて除外され、日勤務及び1勤務の労働時間が8時間以内の変形勤務が指定されている場合、他の休暇の事由に該当せず、業務に支障のない範囲で、事由を問わない時間の欠勤（無給）Ⅱ「フレキシブル欠勤」及び始終業時刻・休憩時間の配置の変更を認める。

例 10時——（休憩 1時間）——15時30分—フレキシブル欠勤—18時30分

6、実施期日 令和3年度末ダイヤ改正に合わせて実施（5、については、令和4年4月1日より実施）

〈問題点〉

会社の情勢認識は、提案付属資料によれば「コロナ禍により時計の針は10年早く回っている」、すなわち旅客の鉄道離れが進み、元には戻らないという「危機感」である。そこで「JR 東グループの成長のためには、生き残りをかけて、会社・系統・職場・仕事の垣根を超えて新たな価値を創造する」ことが「ポイント」になるという。会社は、「柔軟Ⅱフレキシブル」を合言葉に、例えば、「営業統括センター」に拠点駅・周辺駅のほか委託駅も組み入れ、乗務員区や技術センター等と兼務・連携するとする。また、「業務の融合」と称して、複数駅の担当をはじめ、ある日は乗務・別の日は駅業務、ある時間は乗務・別の時間は駅業務や店舗業務などの例を出している。

これらつまり、国労などの労働組合が、国鉄時代から長い時間をかけて使用者側と取り決め運用してきた、労働協約・就業規則上の取り扱い、すなわち労働時間・休日・休憩といった勤務表や作業ダイヤ、職制上の制限、職場要員配置などについて、一挙に、またはなし崩し的にその規制を取り払い、社員が会社の指示命令一つで「会社・系統・職場・仕事の垣根を超えて」働く、何でもやる「柔軟な」態勢を作ろうとしているのである。「統括センター」及び「営業統括センター」（以下、単に統括センターと言う）を作るということは、現在各駅単位で運用されている要員配置について、単位を大きくして効率的に運用を図ろうとするものだと見える。従って1人の社員の担当部署も複数駅になる。

会社は、国鉄世代がJR職場を卒業していくこの「最大のチャンス」に、一挙に、労働組合のない「会社と社員だけの職場」に作り替えようと、東労組をつぶし、「変革2027」と「社友会」でそのレールを敷き・、虎視眈々と準備をし、実行してきた。そこにたまたまコロナが重なっただけの話で、「定期昇給の半減」だって、遅かれ早かれ計画のうちにあったかもしれない。「今はコロナだから仕方ない、もつとひどい会社もある・・・」などとあきらめているのがいかに誤っているか、よく考えてみるのが大事だ。労働組合が弱ければ、また、職場からなくなれば、他のJRがやらない定昇半減だってやるし、トヨタのように定昇廃止だってやる（「討議資料」No.209）。それが会社であり資本主義である。

気持ちが悪く過ぎていくらか話がそれてしまった。第二の問題点としては、複数の駅をそのうちに抱える統括センターの頭は「所長」である。しかし、職名表には所長と同じランクに「駅長」も残る。そこで、統括センターには複数の駅長が残るのか？所長との関係は？ 現在ある「地区指導センター」との関係は？ 図の中には委託駅も含めて書かれているが、統括センターと委託駅の関係は？ など、疑問が満載なので

ある。偽装請負となつては困るし、「船頭（＝所長・駅長）多くして船山に上る」ことになつたらもつと大変、という心配である。

J R東日本から、「グループ会社での副業について」説明（6月1日）

1、対象業務 「JRE副業ポータル」に掲載された J R 東グループにおける副業
2、条件 会社の許可が必要。J R東の所定外労働時間と副業先の月間労働時間を
通算してカウントし、月60時間以内。職場の勤務指定表を踏まえ、各自副業に従事
する日時を調整する（副業には「自分の時間」で従事する）。毎月の副業の従事時
間を職場に報告する。副業の時間管理は自身で行う。

3、実施2021年7月1日

〈問題点〉

1、「なぜこのタイミングでの説明か」との国労の質問に、「国のガイドラインが策定されたから」と会社は木で鼻を括つたような答えを返している（国労東日本「業務連絡報」No.1578）が、平成30年に策定されたガイドラインを、「副業・兼業を希望する者が年々増加傾向にある中、安心して副業・兼業に取り組むことができるよう、副業・兼業の場合における労働時間管理や健康管理等について示した」のが、昨年9月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」である。背景には、みずほやANAなど名だたる大企業による副業の拡大があり、これら大企業は賃金を切り下げた見返りに副業の拡大を判断したとも報道されていたが、J R東日本も、定期昇給半減の見返りに、というのが本当の理由の一つではないだろうか。社員と家族が食えない、生活できない賃金に追い込んで、「アルバイト解禁」では、ろくな企業とは言えない。

2、もう一つの疑問は、なぜグループ内に限るのか、である。「低賃金と長時間労働、そして職場の要員不足はセットである」と我々は青年部時代から教わってきたし、この「討議資料」でも繰り返して述べてきた。グループ企業の要員不足を、J R社員の社外長時間労働で補おうとするのであれば、姑息というより他ない。

3、勘違いしやすくて問題なのは、「副業の時間管理は自身で行う」との一言である。「ガイドライン」では、労働時間の通算管理（割増賃金の支払い義務を含む）は使用者の責任として明記されており、誤解を招くような一文は不要であり、削除するか、訂正すべきである。

4、「通算月60時間」を超えた場合のペナルティを会社はどのように負うのか、も疑問である。（国労上野反合研事務局 討議資料No.218、2021年6月4日）

◇信州松本通信◇

葉山嘉樹が残した二枚の色紙をめぐつて

棚橋小虎の選挙応援に来松した葉山嘉樹に関連して

（一）はじめに

百瀬嘉郎さんから聞き取りしたノートと各種資料（『葉山嘉樹日記』筑摩書房、『普通選挙の歴史と松本』松本市選挙管理委員会、『尚志社記念誌』尚志社同人、『追想棚橋小虎』棚橋小虎追悼集刊行委員会、『戦士の碑』労働大学、広野八郎著『葉山嘉

樹・私史』たいまつ社、広野八郎著『昭和三方』弦書房)に基づき、松本で展開された物語を再現したいとおもいます。

私にとっては、この物語は高校三年の四月に遡ります。

(二) 尚志社の寮生であった小虎

高校の正門を下った西側に、現在は「深志教育会館」が建てられていますが、私の高校時代はテニスコートが三面あり、硬式テニス部の練習場でありました。そのテニスマ場の入り口に、高校三年の四月、「尚志社の跡」という碑が建立されました。碑文は棚橋小虎の筆によるものであります。小虎は尚志社の寮生でありました。

上島忠志先生(カミチュウ)は政治経済の授業で、この小虎のことを取り上げました。小虎は東大法学部卒、司法省の試験を受け司法官試験補内定通知を受け取っていましたが、吉野作造博士、鈴木文治、安部磯雄、等々を訪ね、結果して、友愛会に入ることになったというのです。こうしてその後の活動から、近代的労働運動の父と称されることになったというのです。カミチュウも東大法学部卒、国家公務員の上級職に受かっていたのに、最終的には母校の教壇の人となっていました。

私が入学する数年前まで、自治寮である尚志社は存在していたのですが、私の入学時にはすでに火事で焼失してしまっていました。県下から学生が集まり、この自治寮で暮らしていたようです。

ちなみに、私が大学生の頃、札幌市にも札幌尚志社があり、長野県出身者の北大生がここで寮生活を送っていましたが、当時の恵迪寮を上回るそれこそ木造のボロ屋でした。高校時代同期で応援団長であった熊木伸夫君がこの寮生でしたので、しばしばここを訪ねました。

(三) 岩井章さんが寄せた小虎の追想文

小虎は一九七三年二月に亡くなり、翌一九七三年十二月に『追想 棚橋小虎』が刊行されました。追想文を寄せた人には、森戸辰男、加藤勘十、三宅正一、羽生三七、岩井章、等々錚錚たる人達です。また、麻生久編による小虎の著作集である『新社会秩序へ』での、麻生久による「一九一七年前後」と題したあとがきが「再録」されています。ここでは、岩井章さんが寄せた追想文を紹介させていただきます。

※※※

【棚橋小虎氏をしのぶ 岩井章】

日本の労働運動の大先輩であった棚橋小虎氏との出会いは、松本郊外の浅間温泉であった。たしか昭和二十三年か四年のことだろう。氏は割合い若い頃から銀髪だったと思うが、その銀髪の棚橋氏を私達長野県社会党の青年部の若い連中が押しかけて議論をふっかけた。寒い冬のこと、こたつに深く足を入れながら豆か何かをさかかにして酒をご馳走になった。清水、篠原といった面々と共に。確かその時の話題も社会党長野県連の強化策と安保条約の青白をめぐるのあれこれの議論だった。棚橋氏は余り口数の多い方ではなかった。だが私達の意見を頑として聞き入れなかった。おとなしい顔つきをしながら芯がものすごく強いといった感じを受けた。

その議論をききながら大正元年結成の友愛会以来の年輪を感じさせられた。また、その後、度々党大会や県連大会などでおめにかかったが、その度にうちに秘められた

激しい気性を感じた。大正初期東大を出た棚橋氏は、その当時では今日よりさらに困難な道である労働運動に参加し、様々な闘いの波濤をのり越えてきた、その重みであろう。

戦後の棚橋氏と私は、しばしば意見を異にしたが、その年輪と内に秘めた闘志の前に私はいつも脱帽していた。

日本労働運動のごく初期の頃一粒の麦として自らを埋められた棚橋さんが、今日の日本の労働運動をみたらどう批評するだろうか。重い口を開いて「発展したね」というか、「不充分だね」というだろうか。

(一九七四年五月、国際労働運動研究会会長 前総評事務局長)

※※※

(四) 小虎の選挙事務長を務めた百瀬嘉郎さん

松本市選挙管理委員会刊行の『普通選挙の歴史と松本』(平成20年11月刊行)によると、戦前の第二十回総選挙は昭和十二年四月三十日執行で、長野県四区は定数三名。これに立候補した棚橋小虎の選挙結果は次点で、落選でありました。

この時、棚橋陣営の選挙事務長はかの百瀬嘉郎さんでありました。百瀬さんは次のように回想しています。

「選挙には林虎雄氏(中澤註)戦後社会党代議士、社会党公認の長野県知事等を(歴任)のすすめで私は事務長として責任をもつことになった。労働者の組織がなく、昭和初頭におそった経済恐慌によって荒廃した農村と雖も大方は階級意識にめざめず、主として専ら一部知識階級の支持による選挙であった。しかも官憲の弾圧がはなはだしかった。一時は当選するか見えたが結局次点で終わった。その時当選を願うあまり既成政党に属さない革新的中立団体の応援を得たが、それにより選挙違反事件をおこして氏には迷惑をかけることになったことは残念であった。

私が選挙を手伝うことになったのは、青年団とそれによって行われた電燈争議運動に携わったことによるものと思う。それらは政党的色彩もなく、もちろん関連もなかったが、専ら青年運動は時代進化の過程において、社会矛盾を解消する歴史的使命をもつものであるとして、運動方法として進歩的学者と交渉をもったり啓蒙運動と称して自由大学を開講したり、あるいは巡回講演として新進経済学者や思想家を山間僻地にまで同道した。しかしそのこと自体、青年層の中においてすら抵抗を感じた時代であった」(『追想 棚橋小虎』110頁、111頁)、と。

文中の「新進経済学者」の中心的存在が、昭和五年以来百瀬さんが松本にお呼びしていた向坂逸郎先生であります。

(五) 小虎の選挙応援に駆け付けた葉山嘉樹が残した二枚の色紙

前述の昭和十二年四月三十日執行の第二十回総選挙時に、棚橋小虎の応援に駆け付けたのが、信州伊那谷在住であった葉山嘉樹であります。

昭和十二年の『葉山嘉樹日記』には次のようにあります

四月十五日 木 晴。

松本市へ棚橋小虎選挙応援に赴く。

松本公開堂湧く。

浅間温泉に泊まる。

というわけです。(「中澤註」ママ、「公開堂」は本来「公会堂」)

百瀬嘉郎さんによりますと、浅間温泉での宿は、老舗の小柳旅館だったそうです。この日の夜、百瀬さんは一升瓶をさげて葉山嘉樹の慰労に行きました。この時、葉山は百瀬さんのために二枚の色紙を残しました。

その時の様子を、向坂逸郎先生は次のように記しています。

「百瀬嘉郎は、葉山がやはり長野県の伊那郡赤穂村に移り住んだころ会っている。一夜二人は飲んだらしい。葉山は昭和一〇年九月から昭和一三年四月ころまでこの地にいたようだ。その時葉山は彼のために色紙を二枚書いている。一枚は、

「頭だつて？」

そいつは猫にやるところ

だ。これがフアツシヨの

理論である。

葉山嘉樹」

と書いてある。他の一枚は、

「塀のないむやみに

広い監獄の

中の小さな

この監獄よ

葉山嘉樹」

とある。この後の文句を、私は他の所で見たように思う。私の記憶で誤りでなかったら、この文句は、彼がもつと若いとき、半ば酔って書いたのを見たように思う。「『戦士の碑』97〜98頁」と。

(六) 信州駒ヶ根高原に建立された葉山嘉樹の碑

一九八五年の六月ころ、百瀬嘉郎さんから連絡をいただき、私は百瀬さんを訪ねました。用件は、百瀬さんの代わりに駒ヶ根に行つてほしいということです。

駒ヶ根市では、葉山嘉樹の来往五十年及び生誕百五十年を記念し、駒ヶ根高原の切石公園に葉山嘉樹の碑を建立し、七月二十一日に除幕式を行うというのですが、招待されているという百瀬さんは御高齢で、「わしはもう行けぬから、あなたに行つてもらいたい。菊枝夫人や広野八郎さんも来られるそうだから、是非ともお願いします。」というわけでした。

この時、碑の建立に尽力されたのは、当時長野県庁の職員であった駒ヶ根市馬場在住の竹村進さんでした。その労に報いるため、前述の二枚の色紙のうち、一枚は竹村さんに差し上げた、と百瀬さんは言っておられました。

昭和九年から四年間、葉山は駒ヶ根に在住し、全作品の三分の一に当たる約二百篇の小説や随筆を著した他、雑誌『信州文化』を発刊する等、当時の伊那谷の青年たちに多大な影響を与えたと言われています。私は直接聞いた話であります。戦後社会党の県議団長を長く務めた溝上正男氏は、「葉山嘉樹の影響で社会に目を向けるようになり、社会党の議員になったのも葉山嘉樹が身近にいたからだ。」と言っておられました。

碑には、『信州文化』第二号の巻頭言である、「よし、毎日の生活が不足であり、迫害が絶えず襲ひかかろうとも、人間の生活から『善』を奪はれることを、私たち信州文化の同人は守ろうではないか」が、刻まれました。

なお、駒ヶ根時代の葉山嘉樹については、広野八郎著『葉山嘉樹・私史』の「中川の失脚、葉山赤穂へ移住」、及び、広野八郎著『昭和三方』の「土方時代（昭和九年～一二年）天竜の鉄道工事・有明干拓工事」の項に詳しく述べられています。

（七）葉山嘉樹が宿泊した小柳旅館の現在

私が百瀬嘉郎さんから葉山の色紙について話を聞いた頃には、小柳旅館はホテル小柳と名前は変わっていましたが、江戸時代の建物の外見は昔のママでありました。創業三百年以上、歴史を感じる木造建築でありました。

時は移り、この老舗旅館の経営は新潟県の自遊人に移り、大規模改修が二〇二〇年に行われ、現在は、ブティックホテル松本本箱、ファミリーホテル自遊人の二つの宿泊施設、書店、レストラン、雑貨店、ベーカリーといった多目的広場として人気を集めているようです。

〔追記1〕 葉山嘉樹の名前を初めて知ったのは、市役所入庁四年後、一九八〇年に、自治労長野県本部の青年婦人労働学校に参加した時でした。

二泊三日で前期と後期と二回にわたって開講される労働学校ですが、前期終了時に、宿題が出るのです。指定された文献から一冊本を選び、その読後感を書いて、後期の始まる時に提出するというものでした。

指定文献は、稲葉峯雄著『草の根に生きる——愛媛の農村からの報告——』（岩波新書）、葉山嘉樹著『セメント樽のなかの手紙』（国民文庫『海に生きる人々』所収）、毛利子来著『新エミール 育児と教育について』（筑摩書房）、等でありました。葉山嘉樹の名前は、この時初めて知りました。

短編の『セメント樽のなかの手紙』は、当時高校の「現代国語」の教科書の教材として、全文が掲載されているということでした。

『草の根に生きる』は学生時代に購読していましたが、地方公務員である著者の稲葉峯雄さんの活動には大いに興味を持ちました。稲葉さんが指導を受けていた加茂甫鳥取大学医学部教授は、九州大学医学部助教時代に三池争議時の衛生管理を陣頭指揮された人だということを、後で知りました。

また、国民文庫の『海に生きる人々』で解説を書いている祖父江昭二氏の義姉である祖父江律子さんは、当時松本市職員の保母で、保問研（保育問題研究会）の中心的存在といわれていました。

私は大学の卒業式が迫った頃、大学正門横の古書店南陽堂で細川嘉六監修『日本社会主義文献解説』（大月書店）を購入しました。執筆者の中にゼミの恩師の一人である松沢弘陽先生の名前があったからです。そこには祖父江昭二氏の名もあります。後に、祖父江氏がプロレタリア文学研究の第一人者であることも知りました。

（2021年2月13日 信州松本の郷土史記録係 中澤 秀行）

〔追記2〕 2021年4月号の『図書』によりますと、来たる5月14日に岩波文庫の新刊として道旗泰三編『葉山嘉樹短篇集』が刊行されます。楽しみです。（3月28日）

〔追記3〕 道簾泰三編『葉山嘉樹短篇集』を松本駅前丸善で購入しました。
収録作品は、「セメント樽の中の手紙」、「淫売婦」、「労働者の居ない船」、「天の怒声」、「電燈の油」、「人間肥料」、「暗い出生」、「猫の踊り」、「人間の値段」、「窮鼠」、「裸の命」、「安ホテルの一日」の十二作です。編者による「解説」に加えて、岩波文庫編集部による「略年譜」が付けられています。
(2021年5月28日)

先制攻撃の日米合同軍事演習反対！ 憲法改悪阻止！

16・27あいは野集會に結集しよう!!

6月10日に防衛省は、滋賀県高島市のあいは野演習場を含む7カ所の陸自と米軍の施設を使用して、陸上自衛隊と米陸軍による日米合同軍事演習を6月18日から7月11日にかけて実施すると発表しました。

過去最多の日米合わせて3000人も隊員が参加し、米軍の地对空誘導弾パトリオット部隊を奄美駐屯地(奄美市)に、米軍の高機動ロケット砲システムと陸自の多連装ロケットシステムを矢白別演習場(北海道)に配置して行われます。

近畿では、伊丹駐屯地・経ヶ岬分屯基地・米軍経ヶ岬通信所も訓練に使用され、あいは野演習場での訓練は18回目となります。

今回の訓練は、日米共同での先制攻撃を実際に行うことを目的に、日本列島全域を巻き込んで行われる大がかりな実戦訓練であり、多くの住民のいのちとくらしを危機に晒す危険極まりないものです。

訓練公表から開始まではわずか一週間しかなく、地元自治体や住民を完全無視するような抜き打ちでゴリ押しの防衛省の対応に、強い憤りを覚えるとともに厳重に抗議します。また、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の解除や感染収束が見込めない状況下での大型訓練強行への疑義も大きいものがあり、訓練の即時中止を求めたいと思います。

わたしたちは、先制攻撃をもくろむ全国規模の日米合同演習に反対し、憲法改悪を阻止する意思を改めて確認するため、6月27日に日米合同軍事演習反対の集會を、コロナ対策を講じながら緊急開催します。

滋賀県、近畿各地のみなさんに参加を呼びかけます。

記

▽日時 2021年6月27日(日) 12時30分受付

反対集會 13時00分～13時45分

デモ 13時50分～14時45分 (近江今津駅解散)

▽場所 高島市今津町 住吉公園 (近江今津駅より徒歩3分)

▽主催 平和フォーラム関西ブロック

(滋賀県民平和・人権運動センター TEL 077-522-4644)

2021あいは野に平和を！ 近畿ネットワーク

(稲村守 TEL 080-5713-8629)

◇読者からのおたより◇

6・6老朽原発うしかすな！ 大集会 in おおさか千二百名が結集し、6月23日美浜緊急全国集会へ
危険極まりない老朽原発、高浜1・2号機、美浜3号機再稼働に抗し、6月6日大阪市立うつぼ公園に1300名が結集し、人間の尊厳をも奪う原発の再稼働は許さないとアピールした。

ヨウ素剤配ってよ@しが2017西村静恵さんの司会で開会。オール福井反原発連絡会の中罵哲演さんは「国と関電の下僕にならない」ということが私たちの運動の基本だ。若狭で900万kwの発電能力のうち使っているのはほんの一部でしかない。危険な老朽原発を再稼働させてはならない」と主催者挨拶。反原発議員市民連盟関西ブロック・山下けいきさんは「3月18日水戸地裁判決で30k圏内避難計画が不十分として稼働差し止めの判決だったが、若狭では被害は他府県にも及び80kにもなる。学校や幼稚園も避難計画を作れと言われているが、逆だ。何で原発のために私たちが避難しなければならないのか」と怒りに満ちた訴えが続いた。次に名古屋市民訴訟の会の草地妙子さん、東海第二原発の再稼働を止める会の披田信一郎さん、老朽原発地元京都府舞鶴市民の山本良治さん、滋賀県高島市市議会議員の是永宙（これながひろし）さんらのメッセージを代読紹介。

その後、首都圏や全国の仲間たちが登壇し、福島の「放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会」の和田央子さんが鋭い発言、関西各地より報告。まず、避難者の滋賀県の山崎圭子さんと小学生の長男・朋君。「3・11原発事故により205km離れた千葉県北西部で、3月21日大量の放射能雨が降り、汚染状況重点調査地域に該当する『ホットスポット』で滋賀県に避難してきた。美浜原発とびわ湖は30km、福井県に限らず広範囲に汚染される。賛成でも反対でもなく、そもそも原発はこの世にあつてはならないもの」と報告。朋君も「原子力発電所の再稼働をしないでください」と元気に発言。また、若狭の原発を考える会の小林正明さん、「若狭地区全戸配布のアメーバデモで、一人になった時住民の方は『私は反対なんです』という声を聞き、自信と確信を持った。」と。

大阪ストツプ・ザ・もんじゅの池島英紀子さん。「今は、3・11の前夜だ。核廃棄物の再処理工場のほうがもつと危険だ」労働組合からの報告、フォーラム平和・人権・環境、全労連近畿ブロック、大阪ユニオンネットワークより決意表明。集会宣言提案採択、デモ指示のあと、びわこネットワークの稲村守事務局長発声によるシュプレヒコール。14時30分より御堂筋から難波駅まで1300名の圧巻のデモ行進。車に乗った若者や沿道の通行人が手を振って共鳴していただいた。

カンパも解散地点での寄付含め18万円を超えた。実行委員会の木原壯林さんからの6・23美浜緊急全国集会呼びかけに最大限応えよう！ 関電の不正還流マネーや事故の多さ、さらに避難の困難さや事故時の対応復旧、政府や電力会社の対応。どれ一つ解決できるものはない。全廃しかない原発、自信を持って進めよう。（さいなら原発・びわこネットワークニュース第53号抜粋）

非正規公務員に関心もち、応援しよう 会計年度任用職員の制度がスタートして1年が過ぎました。非正規公務員の待遇改善や地位の安定が目的でしたが、1年ごとの採用が厳格化され年度末で、あつさり仕事を打ち切られる事態が相次いでいるとの指摘があります。この事態を重く受け止めたハローワーク相談員、学童保育の指導員、図書館司書などの皆さんが、4月に「公務非正規女性全国ネットワーク」を立ち上げ活動を始めたとの報道がありました。総務省の調査によると昨年4月の時点で非正規公務員は69・4万人で、2016年4月時点よりも5・1万人増えています。

民間企業には、5年の無期転換ルールや、不合理な格差を禁じるルールがあるのに公務員には適用されません。異議を申し立て、救済を求めるルールもほとんどないのです。なんとも不合理なことです。私たちも非正規公務員の問題に関心を持ち、出来る限りの応援をしていきましょう。